

福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政の効率性、透明性及び公平性を高めるため、附属機関及び協議会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。

2 この要綱において「協議会等」とは、学識経験者、市民等の意見を求め、これを行政に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により設置される協議会、その他合議体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市民団体、関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- (2) 市職員のみで構成されるもの
- (3) イベント等の実行委員会及びこれに準ずるもの
- (4) その他この要綱の対象とすることが不適当なもの

(附属機関等の設置)

第3条 附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の附属機関等と設置目的又は所掌事務が重複し、又は類似しないものであること。
- (2) 既存の附属機関等又は他の行政手段の活用では課題の解決が不可能であり、又は著しく困難であること。
- (3) 委員の数は、20人以内とすること。ただし、法令若しくは条例に定めがある場合又はその他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 臨時的な附属機関等については、設置期限を明示すること。

2 附属機関等を新たに設置しようとする局長、区長又は室長（以下「局長等」という。）は、当該設置に関して総務企画局長と協議するものとする。

(附属機関等の廃止又は統合)

第4条 次の各号の何れかに該当する附属機関等は、廃止し、又は他の附属機関等と統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
 - (2) 情勢の変化等により必要性が低下したもの
 - (3) 活動が著しく不活発なもの
 - (4) 他の行政手段での対応がより適切と考えられるもの
 - (5) 設置目的又は所掌事務が他の附属機関等と重複し、又は類似しているもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、効率的又は効果的な行政運営の観点から、廃止又は他の附属機関等との統合が望ましいと判断されるもの
- 2 附属機関等を廃止し、又は統合しようとする局長等は、当該廃止又は統合に関して総務企画局長と協議するものとする。

(附属機関等の委員の選任)

第5条 附属機関等の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広汎な分野から清新な人材を起用するよう努めること。
- (2) 70才以下の者を選任するよう努めること。また、年齢層が偏らないよう努めること。
- (3) 附属機関等の委員の兼職の数は、4を限度とすること。ただし、臨時的に設置される附属機関

等の委員については、この限りでない。

(4) 委員の在任期間は、最初に就任したときからの任期を通算して 12 年を限度とすること。

(5) 審議会等への女性の登用促進に関する要綱（平成 12 年 10 月 1 日制定）に基づき、市民局男女共同参画課と協議を行うこと。

2 前項第 1 号から第 4 号までの規定は、次の各号の何れかに該当する場合には、適用しない。

(1) 委員の選任について法令又は条例に定めがある場合

(2) 委員に委嘱しようとする者が市議会議員又は関係行政機関の職員である場合

(3) 委員に委嘱しようとする者が当該附属機関等の所掌事務と密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者である場合

(4) 専門的な知識又は経験を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合

（附属機関等の運営）

第 6 条 附属機関等の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 会議の資料は、原則として会議開催日前に配付すること。

(2) 会議の開催に当たっては、所定の方法により、会議の名称、日時、場所、議題、公開・非公開の別その他必要な事項をあらかじめ公にすること。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りではない。

(3) 福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「公開条例」という。）第 38 条の規定に基づき会議を公開とし、又は非公開とすることについては、当該附属機関等においてあらかじめ決定すること。この場合において、会議を非公開とするときは、その理由を明らかにすること。

(4) 会議を公開するときは、当該附属機関等においてあらかじめ傍聴の手続等について定めるとともに、傍聴者に対し、会議の資料（公開条例第 7 条各号に掲げる情報に該当する部分を除く。）を提供すること。

(5) 附属機関等の事務局は、原則として議事録を作成すること。ただし、特別の事情により、議事録を作成しなかったときは、その理由を明らかにすること。

(6) 附属機関等の答申、報告書、議事録、会議資料等を公表しないときは、その理由を明らかにすること。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

（助役通達の廃止）

2 助役通達（平成 2 年 2 月 20 日付総人第 1281 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 第 5 条の規定は、施行日以降に行われる当該附属機関等の委員の選任から適用する。

4 第 6 条第 2 号から第 5 号の規定は、平成 13 年 5 月 15 日以降に開催される会議に適用する。

附 則

（施行期日）

1 改正後のこの要綱の規定は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後のこの要綱の第 6 条の規定は、平成 14 年 7 月 15 日以後に開催される附属機関等の会議について適用し、同日前に開催される附属機関等の会議については従前の例による。